

第 4 3 回 議会 運営 委員会

と き 平成 2 9 年 8 月 2 2 日 (火)

午前 1 0 時

ところ 第 1 委員会室

付議事項

1 平成 2 9 年第 3 回 (9 月) 定例会に関する事項について

(1) 会期案について

8 月 2 5 日 (金) から 9 月 1 5 日 (金) までの 2 2 日間

(2) 議事日程案について …資料 2

(3) 所管事務調査報告について

産業建設常任委員会の所管事務調査報告を 9 月定例会初日の 8 月 2 5 日に行う。

(4) 追加議案について

(5) 陳情・要望書等の取扱いについて …資料 3

- ・「ニッポン一億総活躍プラン」を地域社会で実践するシルバー人材センターの決意と支援の要望
- ・「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情について
- ・国民健康保険県単位化における標準保険料率 (試算) の早期公表に関する陳情書

2 議会基本条例の検証 …資料 4

3 その他

(1) 改選後の初議会の運営について …資料 5

(2) 全員協議会の開催日

- ・ 8月25日（金）午前9時 議運決定事項

平成 29 年第 3 回（9 月）定例会議案名

市長提出案件（議案 24 件、報告 3 件）

○総務文教常任委員会関係（5 件）

- (1) 議案第 63 号 平成 28 年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算認定について (公営)
- (2) 議案第 70 号 山陽小野田市公立大学法人評価委員会条例の一部を改正する条例の制定について (人事)
- (3) 議案第 71 号 山陽小野田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (消防)
- (4) 議案第 75 号 物品（山陽小野田市学校給食センター学校給食用食缶）の購入について (学教)
- (5) 議案第 76 号 物品（山陽小野田市学校給食センター学校給食用食器）の購入について (学教)

○民生福祉常任委員会関係（6 件）

- (1) 議案第 57 号 平成 28 年度山陽小野田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について (国保)
- (2) 議案第 58 号 平成 28 年度山陽小野田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について (高齢)
- (3) 議案第 59 号 平成 28 年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について (国保)
- (4) 議案第 64 号 平成 28 年度山陽小野田市病院事業決算認定について (病院)
- (5) 議案第 67 号 平成 28 年度養護老人ホーム長生園組合一般会計歳入歳出決算認定について (高齢)
- (6) 議案第 68 号 平成 28 年度養護老人ホーム長生園組合特別会計歳入歳出決算認定について (高齢)

○産業建設常任委員会関係（9件）

- (1) 議案第56号 平成28年度山陽小野田市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について (都市)
- (2) 議案第60号 平成28年度山陽小野田市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について (農林)
- (3) 議案第61号 平成28年度山陽小野田市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について (下水)
- (4) 議案第62号 平成28年度山陽小野田市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について (下水)
- (5) 議案第65号 平成28年度山陽小野田市水道事業決算認定について (水道)
- (6) 議案第66号 平成28年度山陽小野田市工業用水道事業決算認定について (水道)
- (7) 議案第72号 山陽小野田市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について (水道)
- (8) 議案第77号 平成28年度山陽小野田市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について (水道)
- (9) 議案第78号 平成28年度山陽小野田市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について (水道)

○一般会計予算決算常任委員会関係（2件）

- (1) 議案第55号 平成28年度山陽小野田市一般会計歳入歳出決算認定について (財政)
- (2) 議案第69号 平成29年度山陽小野田市一般会計補正予算（第3回）について (財政)

○山口東京理科大学薬学部設置促進並びに利活用調査特別委員会関係（2件）

- (1) 議案第73号 山口東京理科大学薬学部増築工事（A棟建築主体工事）請負契約の一部変更について (大学)
- (2) 議案第74号 山口東京理科大学薬学部増築工事（B棟建築主体工事）請

負契約の一部変更について

(大学)

○報告(3件)

- (1) 報告第5号 平成27年度健全化判断比率の修正について (財政)
- (2) 報告第6号 平成28年度健全化判断比率及び資金不足比率について
(財政)
- (3) 報告第7号 平成28年度山陽小野田市水道事業会計継続費精算報告に
ついて (水道)

平成 29 年第 3 回 (9 月) 定例会議事日程

月	日	曜	開議時刻	会議名	摘 要
8	25	金	午前 10 時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・会期の決定 ・諸般の報告 (事務報告) ・常任委員会の所管事務調査報告 ・報告 3 件を一括報告及び質疑 ・議案 24 件を一括上程、説明、質疑及び委員会付託
			午後 2 時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・山口東京理科大学薬学部設置促進並びに利活用調査特別委員会
8	26	土		休 会	
8	27	日		休 会	
8	28	月	午前 9 時	委員会	・総務文教常任委員会
8	29	火	午前 9 時	委員会	・民生福祉常任委員会
8	30	水	午前 9 時	委員会	・産業建設常任委員会
8	31	木	午前 9 時	委員会	・一般会計予算決算常任委員会
9	1	金	午前 9 時	委員会	・一般会計予算決算常任委員会
9	2	土		休 会	
9	3	日		休 会	
9	4	月	午前 9 時	委員会	・一般会計予算決算常任委員会
9	5	火	午前 9 時	委員会	・一般会計予算決算常任委員会
9	6	水		委員会	・予備日
9	7	木	午前 9 時 30 分	本会議	・一般質問 (4 人)
9	8	金	午前 9 時 30 分	本会議	・一般質問 (4 人)
9	9	土		休 会	
9	10	日		休 会	
9	11	月	午前 9 時 30 分	本会議	・一般質問 (2 人)

9	12	火		休 会	
9	13	水		休 会	(議事整理のため)
9	14	木		休 会	(議事整理のため)
9	15	金	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・付託案件に対する委員長報告、質疑、 討論及び採決 ・閉会中の調査事項について



高小野市議会議長
尾山信義様

「ニッポン一億総活躍プラン」を地域社会で実践する
シルバー人材センターの決意と支援の要望

我が国においては、少子高齢化が進み、人口が減少している中で我が国の成長力を確保していくためには、働く意欲のある高齢者が活躍し続けることができる「生涯現役社会」を実現することがますます重要となっております。

このような中で、シルバー人材センターは地域の日常生活に密着した就業機会を提供するなどにより、高齢者の「居場所」と「出番」をつくり、「生涯現役社会」の実現に役割を果たしており、併せて、高齢者の生きがいの充実、社会参加の促進を実行し、地域社会の活性化と医療費や介護給付費の削減に寄与しているところです。

昨年六月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において、「保育等の就業機会の提供に、積極的に取り組むシルバー人材センターに重点的に財政支援を行い、保育分野での高齢者の就業の推進」及び「介護周辺業務や軽易な介護業務に関して、シルバー人材センターを通じた高齢者人材の活用」が掲げられており、シルバー人材センター事業の重要性とシルバー人材センターに向けられる地域社会の期待は一層大きなものとなっております。

このため、シルバー人材センターは「自主・自立、共働・共助」という理念のもと、国及び地方自治体の施策、地域ニーズに対応し、

- ① 介護保険制度改正に伴う介護予防・日常生活支援総合事業などの要支援高齢者に対する事業
 - ② 子育て中の現役世代や子供たちへの支援事業
 - ③ 人手不足の地元企業に向けたシルバー派遣等の事業
 - ④ 空き家管理、遊休地を活用した農園事業などの事業
- を重点に取り組んで参ります。

さらには、昨年四月に改正施行された「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」第三十九条により、要件緩和された労働者派遣又は職業紹介での働き方において、都道府県知事が指定する業種・職種について週四十時間まで就業が可能となったことを有効的に活用するとともに、適正就業ガイドラインを遵守し、地域社会の維持・発展と急増する高齢者の受け皿としての役割を果たして参ります。

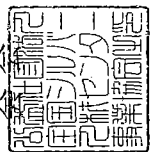
つきましては、平成三十年度のシルバー人材センター事業の推進のために必要なセンターに対する補助金等の確保を要望いたします。

特に、国においては一般会計を財源とする補助金の確保、また、都道府県・市区町村においては国の補助金と同額以上の補助金の確保、さらには、センターに対する市区町村等の公共からの事業発注の確保について、強く要望いたします。

また、シルバー人材センターの多くは、事業規模が小さく財政的には不安定であり、経済変動などによりたちまち財政難に陥る危機を孕んでいます。公益法人が安心して運営できるよう、「特定費用準備資金」について、剰余金を赤字年度及び災害等、将来の収支変動に備えた資金として積み立てることを可能とする見直しを、強く要望いたします。

平成三十一年八月二日

公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会
平成二十九年 度 定 時 総 会



公益社団法人高小野市シルバー人材センター



公益社団法人	全国シルバー人材センター事業協会	会長	前田龍一
公益社団法人	北海道シルバー人材センター連合会	会長	前田龍一
公益社団法人	青森県シルバー人材センター連合会	会長	織川貴司
公益社団法人	岩手県シルバー人材センター連合会	会長	高松則行
公益社団法人	宮城県シルバー人材センター連合会	会長	谷口秀樹
公益社団法人	秋田県シルバー人材センター連合会	会長	小野忠儀
公益社団法人	山形県シルバー人材センター連合会	会長	片倉良一
公益社団法人	福島県シルバー人材センター連合会	会長	市川國雄
公益社団法人	茨城県シルバー人材センター連合会	会長	綿抜剛
公益財団法人	栃木県シルバー人材センター連合会	理事長	平野博章
公益財団法人	群馬県長寿社会づくり財団	理事長	宮下智満
公益財団法人	いきいき埼玉	理事長	岡崎守
公益社団法人	千葉県シルバー人材センター連合会	会長	高橋澄夫
公益財団法人	東京しごと財団	理事長	坂巻政一郎
公益社団法人	神奈川県シルバー人材センター連合会	理事長	浦川秀登
公益社団法人	山梨県シルバー人材センター連合会	会長	角田義一
公益社団法人	新潟県シルバー人材センター連合会	会長	若林孝
公益社団法人	富山県シルバー人材センター連合会	会長	谷崎正
公益社団法人	石川県シルバー人材センター連合会	会長	須野原雄
公益社団法人	福井県シルバー人材センター連合会	会長	高山浩充
公益社団法人	長野県シルバー人材センター連合会	会長	酒井登
公益社団法人	岐阜県シルバー人材センター連合会	会長	浅野壽
公益社団法人	静岡県シルバー人材センター連合会	会長	勝又武利
公益社団法人	愛知県シルバー人材センター連合会	会長	近藤守彦
公益社団法人	三重県シルバー人材センター連合会	会長	小菅賢造
公益社団法人	滋賀県シルバー人材センター連合会	会長	平田正男
公益社団法人	京都府シルバー人材センター連合会	会長	石黒善治
公益社団法人	大阪府シルバー人材センター協議会	会長	植田武彦
公益社団法人	兵庫県シルバー人材センター協議会	会長	中嶋千鶴城
公益社団法人	奈良県シルバー人材センター協議会	会長	松下幹男
公益社団法人	和歌山県シルバー人材センター連合会	会長	中田元成
公益社団法人	鳥取県シルバー人材センター連合会	会長	山脇誠
公益社団法人	島根県シルバー人材センター連合会	会長	安達紘二
公益社団法人	岡山県シルバー人材センター連合会	会長	小林良久
公益社団法人	広島県シルバー人材センター連合会	会長	滝澤宏二
公益社団法人	山口県シルバー人材センター連合会	会長	大田良充
公益社団法人	徳島県シルバー人材センター連合会	会長	森本勝
公益社団法人	香川県シルバー人材センター連合会	会長	鶴川舜一
公益社団法人	愛媛県シルバー人材センター連合会	理事長	佐伯要
公益社団法人	高知県シルバー人材センター連合会	会長	長崎豊彦
公益社団法人	福岡県シルバー人材センター連合会	会長	柳井正喜
公益社団法人	佐賀県シルバー人材センター連合会	会長	山口雅久
公益社団法人	長崎県シルバー人材センター連合会	会長	中嶋隆範
公益社団法人	熊本県シルバー人材センター連合会	会長	松永幸一
公益社団法人	大分県シルバー人材センター連合会	会長	右田芳明
公益社団法人	宮崎県シルバー人材センター連合会	会長	岩切千秋
公益社団法人	鹿児島県シルバー人材センター連合会	会長	藤山幸一
公益社団法人	沖縄県シルバー人材センター連合会	会長	翁長盛正

平成29年8月7日

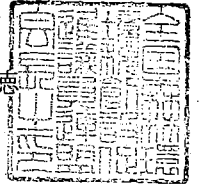
山口県山陽小野田市議会議長 様

〒958-8501 新潟県村上市三之町1番1号

全国森林環境税創設促進議員連盟

会長 板垣 一徳

(新潟県村上市議会議員)



「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情について（依頼）

当連盟の活動については、日頃よりご支援、ご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、当連盟は、森林の公益的機能を継続して確保するため、その保全を担う市区町村の森林・林業・山村対策の抜本的強化を図ることを目的とし、新たな税財源である「全国森林環境税」を創設することを目指し、全国の加盟市町村長で組織する「全国森林環境税創設促進連盟」と共に平成6年より活動を進めてきたところであります。

このような中、政府・与党は、『平成29年度税制改正大綱』において、「市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用も含め都市、地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）の創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成30年度税制改正において結論を得る」との方針が示されたところであります。

もとより、山村地域の市町村による森林吸収源対策の推進や安定した雇用の場の確保などの取組みは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や地方創生等にもつながるものであり、そのための市町村の財源の強化は喫緊の課題であります。

このような状況を踏まえ、当連盟では本年度が制度実現のための正念場であると捉え、森林・林業・山村対策の抜本的強化をはかるための「全国森林環境税」導入の一日も早い実現を求めるため、全国の市区町村議会での意見書の採択を求めることとしたところであります。

つきましては、貴議会におかれましては、9月定例議会において「全国森林環境税の創設」に関する意見書をご採択いただき、政府・国会等関係要路にご提出いただきますようご依頼申し上げます。

記

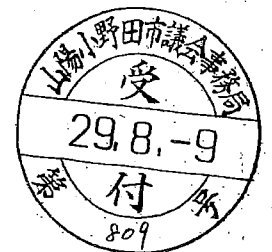
1 提出いただきたい意見書（例） 別案のとおり

2 担当事務局 〒958-8501 新潟県村上市三之町1番1号
全国森林環境税創設促進議員連盟事務局（新潟県村上市議会事務局内）

担当：小林、富樫

TEL/FAX 0254（53）1275（直通）

e-mail:shinrin@city.murakami.lg.jp



「全国森林環境税」の創設に関する意見書（例）

我が国の地球温暖化対策については、2020年度及び2020年以降の温室効果ガス削減目標が国際的に約束されているが、その達成のためには、とりわけ森林吸収源対策の推進が不可欠となっている。

しかしながら、森林が多く所在する山村地域の市町村においては、木材価格の低迷や林業従事者の高齢化・後継者不足に加え、急速な人口減少など、厳しい情勢にあるほか、市町村が、森林吸収源対策及び担い手の育成等山村対策に主体的に取り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足している。

このような中、政府・与党は、『平成29年度税制改正大綱』において、「市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）の創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成30年度税制改正において結論を得る」との方針を示したところである。

もとより、山村地域の市町村による森林吸収源対策の推進や安定した雇用の場の確保などの取組みは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や地方創生等にもつながるものであり、そのための市町村の財源の強化は喫緊の課題である。

よって、下記の制度創設について実現を強く求めるものである。

記

平成29年度税制改正大綱において、「市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）の創設」に関し、「平成30年度税制改正において結論を得る」と明記されたことから、森林・林業・山村対策の抜本的強化をはかるための「全国森林環境税」の早期導入を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年 月 日

〇〇市・区・町・村議会議長

（提出先）

内閣総理大臣・財務大臣・総務大臣・農林水産大臣・環境大臣・経済産業大臣・
衆議院議長・参議院議長

国民健康保険県単位化における標準保険料率(試算)の早期公表に関する陳情書

陳情趣旨

2018年4月から、県が市町村国保の財政運営の責任主体となる「国保県単位化」が新たに開始されることとなり、山口県では、そのための「国保運営方針」の策定を進めています。

この運営方針には、山口県が各市町に示す標準保険料率を盛り込むものとされていますが、新制度開始まで約半年を切ろうとするにもかかわらず、保険料の試算値さえ明らかにされていません。

こうした中、国保被保険者は、「来年度は保険料が引き上げられるのではないか」と大きな不安にかられており、また、各市町にとっても来年度予算編成に支障が生じることが懸念されます。

このため、山口県に対し、保険料試算を一刻も早く公表して全県民的な議論に付すことを求めるものです。

陳情事項

- 1 山口県に対して、2018年度国民健康保険料の試算結果を早期に公表するよう求めること。

2017年8月16日

山陽小野田市議会議長
尾山 信義 殿

提出者

住 所 宇部市五十目山15番2号

団体名 山口県民主医療機関連合会
会長 坂田 勇 司

電話番号 0836-35-9355



条 文		検証結果	
		評価	評価の理由等
<p>(会議の公開) 第5条 議会は、本会議のほか委員会等を原則公開とします。</p>		ある程度達成	<p>○ 本会議及び委員会を公開している。 (今後の対応) ○ 全員協議会を地方自治法第100条第12項の規定に基づき公の機関とする。</p>
<p>(自由討議の保障) 第6条 議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の自由討議を中心に運営します。 2 議会は、本会議及び委員会において、議員、委員及び市長からの提出議案並びに直接請求による議案、請願及び陳情に関して審議し、結論を出す場合、議員相互間の論議を尽くして合意形成に努めます。</p>		ある程度達成	<p>○ 委員会審査において、当初予算、決算、重要議案について、自由討議を行っており、その結果、附帯決議、議案の修正・否決を行ったものもある。 ○ 本会議において、自由討議は行っていない。 (今後の対応) ○ 自由討議の運営方法について、更に検討する。 ○ 本会議での自由討議について検討する。</p>
<p>(議決事件の追加) 第7条 議会は、議事機関としての機能強化のため、地方自治法第96条第2項の規定に基づき議会の議決事件を積極的に追加します。 2 前項の規定に基づき議会の議決すべき事件については、別に条例で定めま。</p>		ある程度達成	<p>○ 基本構想、基本計画の制定・改廃を議決事項に追加した。</p>

条 文	検証結果	
	評価	評価の理由等
<p>(審議における論点情報の形成) 第18条 委員会等 提案される重要な政策、施策、計画等(以下「政策等」といいます。)について、議会審議における論点に係る情報を形成し、議論の水準を高めるとともに、議決責任を担保するため、提案者に対し、次の各号に掲げる事項について明らかにするよう求めます。</p> <p>(1) 政策等の提案に至った経緯、理由及び期待される効果 (2) 他の自治体の類似する政策等との比較検討 (3) 提案に至る過程における市民参加の実施の有無とその内容 (4) 総合計画との整合性 (5) 関係法令及び条例等 (6) 財源措置及び将来にわたるコスト計算</p> <p>(市民懇談会の実施) 第19条 議会は、市民と議員が自由に意見や情報を交換するために市民懇談会を実施します。 2 市民懇談会に関することは、別に定めめます。</p>	<p>まだ不十分</p>	<p>○ 論点情報の形成が不十分である。 (今後の対応) ○ 論点情報の形成に重点におく委員会運営に取り組んでいく。 ○ この条文に忠じた議案の提案をするよう、議会から執行部へアプローチしていく。</p>
<p>ある程度達成</p>	<p>○ 条例どおり実施されている。 (今後の対応) ○ 市民懇談会を議会からの申入れにより開催できるようにする。</p>	

条 文	検証結果	
	評価	評価の理由等
<p>(意見箱の設置) 第23条 議会は、広く市民の声を聴くために意見箱を設置します。</p>	取組なし	<p>○ 意見箱を設置していない。 (今後の対応) ○ 市民の声を聴く手段として、市民懇談会、議会報告会、議会モニター、ホームページ等、様々なツールがあるので、本条を第5章総括的な条文に改める。</p>
<p>(議会報告会の実施) 第24条 議会は、市民に対する説明責任を果たすため、議会で行われた審議内容を説明する議会報告会を年2回以上行います。 2 議会報告会に関することは、別に定めます。</p>	達成した	<p>○ 条例どおり実施している。 ○ 参加人数が少なく、参加者も固定化している。 (今後の対応) ○ 議会報告会の目的が達成できるように開催方法、報告内容等を含め、議会報告会のあり方について検討する。</p>
<p>(市議会出前講座の実施) 第25条 議会は、市民からの要請に応じてその有する情報を提供するため、市議会出前講座を行います。 2 出前講座に関することは、別に定めます。</p>	取組なし	<p>○ 出前講座の実績がない。 (今後の対応) ○ 本条の取組は、市民懇談会で対応できるため、出前講座を廃止する。</p>

検証結果	
評価	評価の理由等
達成した	<ul style="list-style-type: none"> ○ 条例どおり実施している。 ○ 政務活動費の領収書等関係書類を平成29年度分から公開対象とした。 <p style="text-align: center;">(今後の対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 全員協議会を公の機関にすることに伴い、「全員協議会会議録」を公開する事項に加える。
ある程度達成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 条例どおり実施している。 ○ 広報紙の掲載方法を変更した。 ○ フェイスブックを開始した。 <p style="text-align: center;">(今後の対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ FMサンサンきららの活用について検討する。

条 文

(情報の公開)

第26条 議会及び議員は、市民への情報提供等を図るため次の各号に掲げる事項について公開します。

- (1) 本会議会議録
- (2) 委員会記録
- (3) 委員会報告書
- (4) 視察報告書
- (5) 議長交際費
- (6) 政務活動費
- (7) 議会スケジュール
- (8) その他議長が必要と認めたもの

(議会広報の充実)

第27条 議会は、議案に対する各議員の対応を議会広報で公表する等、分かりやすく情報を提供します。

2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めます。

初議会に関する申し合わせ事項

(初議会の種別)

- 4 一般選挙後の最初の議会（以下「初議会」という。）は、原則として臨時会とする。

(初議会の招集)

- 5 初議会は、地方自治法第101条第2項又は第3項の規定に基づく招集の請求をしないのが例である。

(注) 初議会の招集は議会から要請し、市長提出の付議事件をもって招集される。

(初議会の開会通知)

- 6 初議会の開会通知は、事務局長名をもって行う。

(初議会までの諸会議)

- 7 初議会までに、次のような会議がもたれるのが例である。

(1) 世話人会

ア 臨時会の運営について

イ 世話人 正副議長、会派代表、年長議員

(2) 全員協議会

ア 臨時会の招集時期及び議会運営について

イ 会派の結成について

ウ 議会人事及びその任期について

エ 議席の指定について

(3) 新人議員研修会

新人議員対象の議会ルールに係る説明会を行う。